

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	土地利用方法の変更に係る確認の取り消し	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第4項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）          （使用が廃止された有害物質使用届出施設等に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）          第81条の4（略）          2（略）          3 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。          4 知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁明</span>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するときは、手続を省略することがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	